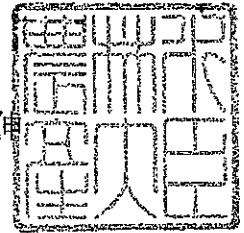


17消安第4664号
平成17年8月5日

厚生労働大臣 尾辻 秀久 殿

農林水産大臣 島村 宜伸



動物用医薬品の承認に係る意見について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項の規定に基づき、下記の動物用医薬品の承認に関して、同条第1項の規定により読み替えて適用される第14条第2項第3号ロ（残留性の程度に係る部分に限る。）に該当するかどうかについて意見を求める。

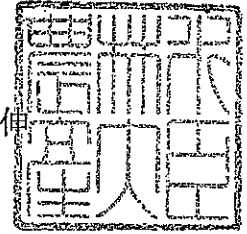
なお、本件については、平成17年8月5日付け17消安第4663号にて農林水産大臣から食品安全委員会委員長あて、食品健康影響評価について意見を求めたものであり、添付資料は同一のものです。

記

- 1 マイコプラズマ・シノビエ凍結生ワクチン（MS生ワクチン（NB I））
- 2 ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤（マイプラビン注100）

厚生労働大臣 尾辻 秀久 殿

農林水産大臣 島村 宜伸



動物用医薬品の使用基準の設定に係る意見について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条の4第3項の規定に基づき、下記の動物用医薬品についての同条第1項の使用者が遵守すべき基準を定めることについて意見を求める。

なお、下記の動物用医薬品については、その製造（輸入）につき平成17年8月5日付け17消安第4664号にて意見を求めたものであり、添付資料は同一のものである。

記

- 1 マイコプラズマ・シノビエ凍結生ワクチン（MS生ワクチン（NB I））
- 2 ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤（マイプラビン注100）